

3 申請書入力操作における共通事項

申請書を入力する前に、申請書の各画面共通の操作について説明します。

3.1 申請画面タブ（廃業届を除く）



申請書作成画面が、13画面あるため複数の画面を1つのウインドウ内で切り替えることができます。画面名のボタンをクリックすると、該当する画面に遷移します。

なお、次の表のとおり、届出種別によって入力が必要な画面が異なります。

画面名	届出種別による入力要否	
	変更	認定辞退
1．申請者情報		
2．申請担当者情報		
3．申請業種情報		×
4．申請団体情報		
5．受任者情報		×
6．従業員内訳情報		×
7．資本・資産情報	×	×
8．売上実績情報	×	×
9．業務経歴情報	×	×
10．代理店・仕入先情報	×	×
11．生産設備情報	×	×
12．許認可情報		×
13．構成員情報	×	×

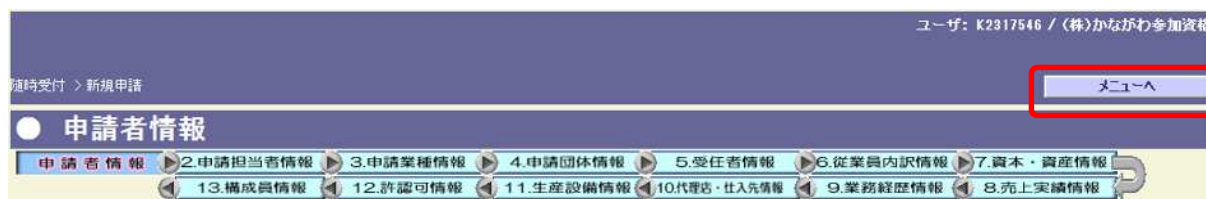
…要入力画面 …申請内容によっては要入力画面

…入力不可だが参照可能画面 ×…入力及び参照不可画面（画面ボタンがグレー）

直近の認定情報を申請情報として初期表示します。

廃業届については、廃業届画面が表示されます。

3.2 メニューへ（ボタン）



「メニューへ」ボタンをクリックすると、入札参加資格申請メニュー画面が表示されます。

なお、申請書入力中にこのボタンを使用した場合、申請書の作成は中断され、作成中の申請書データは保存されません。

申請書データを保存する場合は、「入力内容保存」ボタンをクリックします。

保存した申請書データを開く場合は、「3.5 申請書データの修正」をご参照ください。

3.3 申請書データの保存

各申請書画面の入力途中で「入力内容保存」ボタンをクリックして、それまで入力した内容を保存することができます。

こまめに「入力内容保存」ボタンをクリックして入力した内容を保存することをお勧めします。

また、画面を開いたまま何の操作も行わない状態で30分間放置すると、セキュリティ上、自動的にシステムとの接続が切断されるようになっています。この場合は入力途中の内容が無効となりますので、注意してください。

3.4 申請書の送信

「送信手続へ」のボタンをクリックして、「申請内容確認画面」を表示します。

申請書を確認後、「送信」ボタンをクリックしてデータを送信します。

入力内容を保存しただけでは、データは送信されませんので、ご注意ください。

データが正しく送信されると送信後に申請書仮受付票発行画面が表示され、「受付番号」が画面に表示されます。



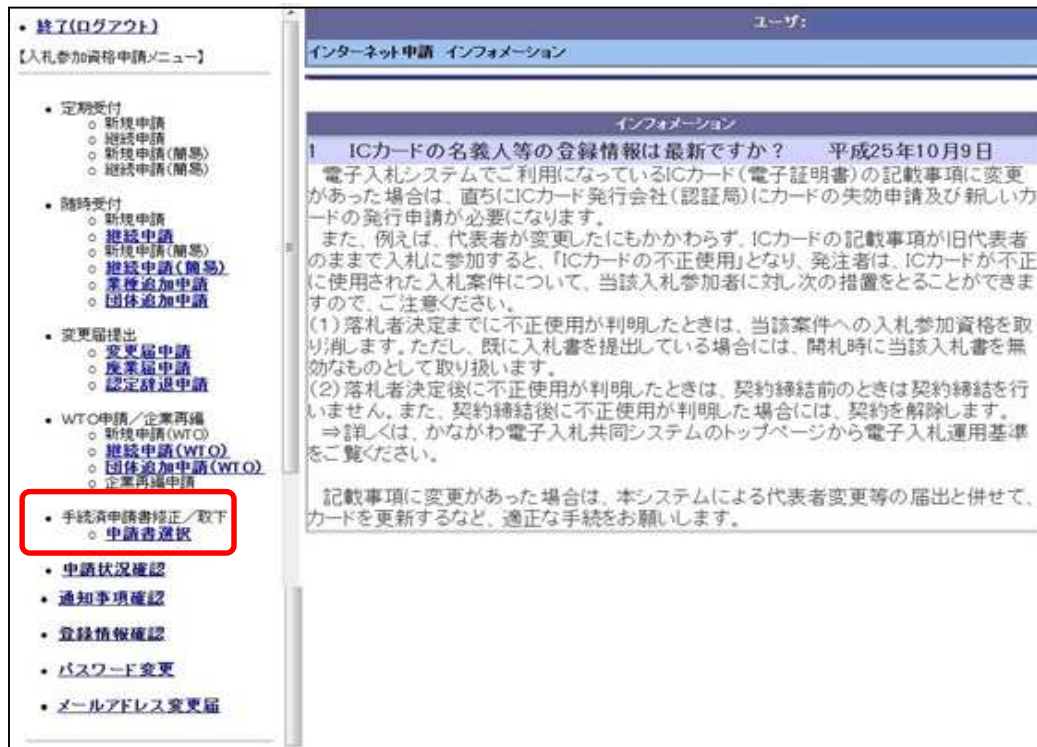
申請書データの送信を行ったあと、しばらくすると申請書データを受け付けた旨を通知するメールが申請者及び申請手続担当者あて送付されます。通知メールには「受付番号」が付記されています。

このメールは、届出を受理したというメールでは、ありません。

届出の受理は、届出データがコンピュータに到達し、申請に必要な書類が届出団体に到着して、当該団体の審査が完了する必要があります。

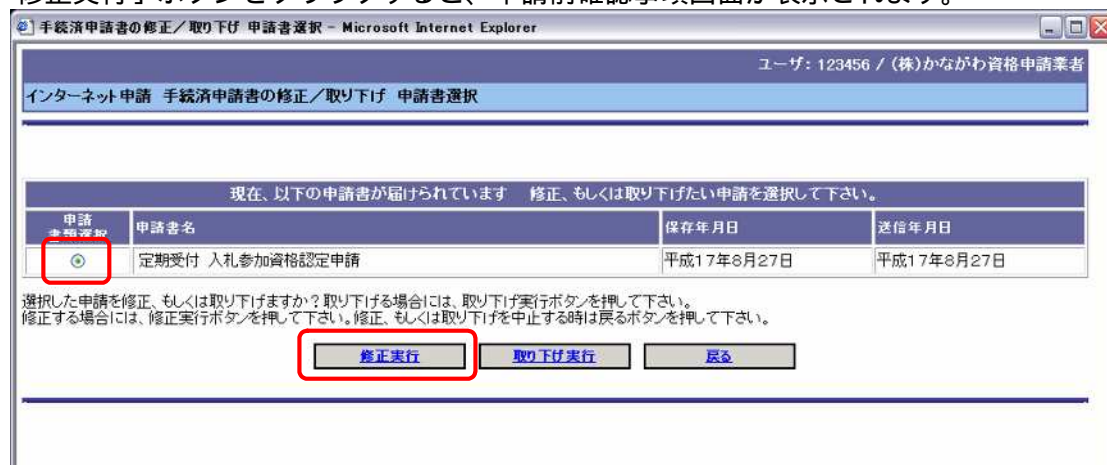
3.5 申請書データの修正

保存した申請書データを修正するには、手続済申請書修正 / 取下「申請書選択」をクリックして申請書修正 / 取り下げ 申請書選択画面を表示させます。



申請書修正 / 取り下げ 申請書選択画面が表示されますので、申請書類選択欄を選択し、修正実行ボタンをクリックしてください。

「修正実行」ボタンをクリックすると、申請前確認事項画面が表示されます。



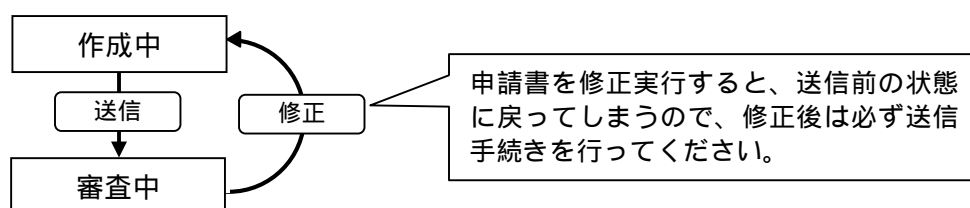
3.6 送信後の状況確認

データを送信した後、「入札参加資格申請メニュー」の「手続済申請書修正/取下」の「申請書選択」から既に「審査中」となっている申請書を選択して開いてしまうと、送信前の状態である「作成中」に戻ってしまいます。

提出した申請書を確認したい場合には、「入札参加資格申請メニュー」の「申請状況確認」で確認してください。

もし、「入札参加資格申請メニュー」の「手続済申請書修正/取下」の「申請書選択」から入力画面を開いてしまった場合には、もう一度データを送信していただく必要があります。

再送信していただくと、再び「審査中」になります。



3.7 複数の申請書を提出する場合

同じ名簿登載年度の新規申請、業種追加申請、団体追加申請、変更届等は1つの申請が認定（変更届の場合は受理）されるまで、次の申請（届出）をすることはできません。

（例）

2017・2018年度（平成29・30年度）	変更届	} 同時に申請することができません。
2017・2018年度（平成29・30年度）	業種追加申請	

既に申請中のデータがある場合には、「他の届出があるため申請できません。」とのメッセージが表示されます。

審査中の申請（届出）が認定（手続終了）となってから、次の申請（届出）を行ってください。